

統計法に基づく一般統計調査



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。  
調査票情報の秘密の  
保護に万全を期します。

## 喫煙環境に関する実態調査 【一般施設・事業所票】

I D	
パスワード	

法人名	
法人番号	

※おそれいりますが、左記事業所の名称、所在地、法人名、法人番号(国税庁から指定された13桁)に変更等がありましたら朱書きにて訂正・加筆をお願いします。  
また、空欄の場合はご記入をお願い申し上げます。

※ 本調査は、上記の I D、パスワードにて、調査専用ホームページ (<https://kitsuenkankyo.jp>) でのオンライン回答もしくは、ダウンロードしたエクセルファイルにデータを入力し、ファイルをアップロードする方法でもご回答いただけます。

記入ご担当者

担当部署		担当者名		電話番号	-	-
------	--	------	--	------	---	---

※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名、ご連絡先のご回答をお願いします。

問1 貴事業所について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

※事業所の規模については、下表の「中小企業の範囲」および、記入要領3ページの「別表1 事業所の規模」を参照の上、該当する番号をご回答ください。

※貴事業所が法人企業の1事業所・店舗の場合は、法人企業が該当する番号をご回答ください。

1. 大企業（個人事業者を除く）
2. 中小企業（個人事業者を除く）
3. 個人事業者
4. 会社以外の法人、官公庁等

### 中小企業の範囲

中小企業基本法上の類型	中小企業基本法の定義
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社

問2 貴事業所の延床面積をご回答ください。小数点以下第1位を四捨五入し整数でご回答ください。  
※賃貸借契約書や売買契約書等の延床面積をご回答ください。

m<sup>2</sup>

記入要領2ページの「延床面積」の例示をご参照ください。

問3 貴事業所の主たる施設種別をご回答ください。

※施設種別、施設種別番号の解説については、記入要領4ページの「別表2 施設種別番号」から最も近い番号(1~35)を1つだけ選び、回答欄にご回答ください。

※お送りした宛名の事業所の施設種別をご回答ください。

施設種別番号

--	--

※記入要領4ページの「別表2 施設種別番号」より、1~35の番号を選択ください。

裏面にも設問があります。

- ・以降の設問は、問3で選択いただいた施設の状況についてご回答ください。(複数の事業を行っている施設においては、選択いただいた施設についてのみご回答ください。)  
 ・貴事業所がテナントなど複合施設内に入居する場合は、貴事業所が管理している範囲(共用部分を除く)についてご回答ください。

**問4 貴事業所における通常のたばこ(火をつけて喫煙するたばこ)の喫煙環境について、  
 (1)屋内、(2)屋外それぞれ当てはまる番号に1つずつ○をつけてください。**

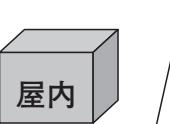
(1)屋内 当てはまる番号1つに○	(2)屋外 当てはまる番号1つに○
1. 屋内全面禁煙	1. 屋外全面禁煙
2. 一部の場所または一部の時間で喫煙可	2. 一部の場所または一部の時間で喫煙可
3. 屋内全面喫煙可	3. 屋外全面喫煙可
4. 屋外の敷地を所有、賃借していない (テナントなど複合施設内に入居する場合)	4. 屋外の敷地を所有、賃借していない (テナントなど複合施設内に入居する場合)

問5、問6をご回答ください

問6をご回答ください

※屋上やテラス(席)は屋外として  
ご回答ください

参考

屋内の喫煙環境の例		屋外の喫煙環境の例	
例1)屋内全面禁煙	例2)一部の場所または一部の時間で喫煙可	例3)屋外全面禁煙	例4)一部の場所または一部の時間で喫煙可
			
事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙としている。	一部に喫煙可能な部屋(喫煙専用室、喫煙室)や喫煙可能な場所(喫煙コーナー、喫煙席)を設けている。	屋外(事業所の敷地内)全体を禁煙している。	一部に喫煙可能な場所(喫煙所、喫煙コーナー)を設けている。

**問5 問4(1)屋内における通常のたばこの喫煙環境について、「2. 一部の場所または一部の時間で喫煙可」を選んだ方のみにおうかがいします。  
 貴事業所屋内の状況について、項目別の状況の有無に1つずつ○をつけてください。**

	状況の有無 (項目別に1つずつ○)	
(1) 喫煙のみを行う部屋の設置(床から天井まで壁等で空間が区分けされた部屋に限る)	1. 有り	2. 無し
(2) 喫煙のほか、飲食や会議等もできる部屋の設置(床から天井まで壁等で空間が区分けされた部屋に限る)	1. 有り	2. 無し
(3) 喫煙場所の設定(上記(1)、(2)以外の壁等により空間的に区分けされていない 喫煙コーナー、喫煙エリア等)	1. 有り	2. 無し
(4) 一部の時間だけ喫煙可 (例:11時~14時は全面禁煙だが、それ以外の営業時間は全面喫煙可)	1. 有り	2. 無し
(5) その他の方法で実施	1. 有り	2. 無し

※参考 喫煙場所の設定の例

喫煙場所と禁煙場所に区切り(ついたて、カーテン、植栽)があるが、喫煙場所から禁煙場所に煙が流れる(上部等に隙間あり)状態である。

**問6 問4(1)屋内における通常のたばこの喫煙環境について、「1. 屋内全面禁煙」、「2. 一部の場所または一部の時間で喫煙可」を選んだ方のみにおうかがいします。  
 加熱式たばこ(IQOS(アイコス)、glo(グロー)、Ploom TECH(プルーム・テック))について、  
 どのような取扱いをしていますか。**

- 通常のたばこと同様の取扱い
- 通常のたばことは異なる取扱い
  - 加熱式たばこは全面喫煙可
  - 加熱式たばこ専用の、喫煙のみを行う部屋を設置
  - 加熱式たばこ専用の、喫煙のほか、飲食や会議等もできる部屋の設置
  - その他の方法で実施

調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。